



はい！こちら消費生活センターです

〇〇ペイを使用し金銭を騙し取る新たな手口に気をつけて！

ネットショッピングした商品が届かないという詐欺の手口に加え、販売業者が返金に応じると言ってキャッシュレス決済サービス(〇〇ペイ)を使用し、金銭を騙し取る新たな手口が確認されています。「返金」してもらはずがいつの間にか「送金」してしまっていたという相談が寄せられています。

「〇〇ペイで返金します」と言われたら詐欺を疑ってください！

〈事例〉インターネット通販で 7,000 円のアクセサリを購入した。支払方法は銀行振込のみで、事業者に振込完了メールを送った後、「在庫が欠品しているため、注文をキャンセルします」というメールが届いた。「払い戻しは〇〇ペイで行います」との内容で LINE の友達登録をするよう指示があり、ビデオ通話で指示をされるがままに〇〇ペイに数字を言われて入力した。何度か「失敗している」と言われ、複数回操作した結果、約10万円送金してしまった。返金してほしい。

〈アドバイス〉ネットショッピングの代金を銀行振込しているにも関わらず、返金は決済アプリで行うのは極めて不自然です。「〇〇ペイで返金します」と言われたら詐欺を疑い、相手の指示に従ってスマートフォンなどを操作することはせず、最寄りの消費生活センターや警察などに相談してください。

★ 「消費生活フェスタ2024」を開催します ★
日時： 令和6年5月18日(土) 11:00～16:00
場所： イオンモール高の原 3F

消費生活の相談や苦情はお気軽に**相楽消費生活センター**へ（電話又は来所）

☎0774-72-9955（ナニ？キューキューGOGO!）

相談は**無料**です。 秘密は厳守します。

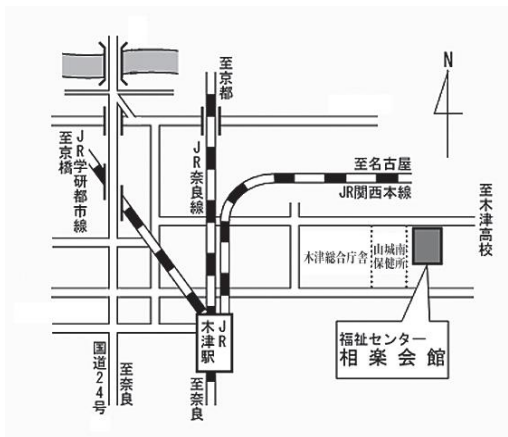
※「消費者ホットライン」☎188（いやや!）番もご利用ください。

相談日 月～金（祝・休日、年末年始除く）

相談時間 午前9時～正午、午後1時～4時

住所 木津川市木津上戸15 相楽会館1階

京都府木津総合庁舎東隣（JR木津駅東口から徒歩約5分）



相談すれば 楽になる